公示　第６７３号

令和８年１０月１日
ダスキン健康保険組合
理事長 松 重 泰 子

「ダスキン健康保険組合規約の一部変更」について

ダスキン健康保険組合規の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第３条２項に基づき、公示いたします。

記

第４５条２項を次のように改める。
（会計年度所属区分）
２．支出の会計年度所属は、次の各号による。
（１）　保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するものにあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。）がその請求を受理した日の属する年度

第４７条を次のように改める。
（準備金の保有方法）
第４７条　準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。
ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の１２分の１に相当する額については、第１号又は第２号の方法により保有しなければならない。
（１）～（８）　略
（９）医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金
（１０）～（１２）　略

附　則
（施行期日）
この規約は、令和８年１０月１日から施行する。

以上